

議案第 87 号

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、提案するものであります。

## 権利の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

1 債権の内容

ホームヘルプサービス利用料

2 債務者

1人

3 放棄する債権額

347,800円

4 放棄の理由

当該債権の消滅時効における10年の時効期間（民法（明治29年法律第89号）第167条第1項）の経過により、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難であるため

(参 考)

ホームヘルプサービス利用料

放棄対象債権内訳表

| 番号 | 放棄する債権額   | 利 用 月              | 備 考   |
|----|-----------|--------------------|-------|
| 1  | 347,800 円 | 平成9年5月, 平成10年3月~6月 | 所在等不明 |

納期限 各利用月の翌月末日 時効期間 10年